

令和7年8月8日

不適切契約事案に関する区の検証と対応状況について

令和6年9月に発覚した学校施設の請負工事契約における不適切な分割発注工事については、現在、5名の専門家による第三者委員会（「不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会」令和7年2月20日設置）において検証を進めております。

令和7年4月28日付、同年7月4日付で、第三者委員会の検証が終了するまでの暫定的な再発防止策及び区の内部調査で確認した事項等を公表いたしました。新たに下記の事項について区の対応状況を報告いたします。

1 平井東小学校渡り廊下施工業者への損害賠償請求について

区立平井東小学校の渡り廊下については、建築基準法に定める基準を満たしていなかったことから、令和7年3月に、屋根と柱部分の撤去工事を行った。

当該渡り廊下において、建築基準法に定める基準を満たしておらず、安全性が欠如していたことについては、渡り廊下設置工事を請け負った施工業者において、契約不適合責任があると認められるため、区は、次のとおり債務不履行に基づく損害賠償請求を行った。

(1) 請求金額 7,892,333 円（撤去部分に係る工事費用相当額及び撤去費用）及び遅延損害金

(2) 請求先 株式会社スイコウ建設（江戸川区一之江7-65-28）

2 平井東小学校渡り廊下施工業者への指名停止措置について

区が発注した上記の平井東小学校渡り廊下設置工事において、施工業者が安全性の欠如した施工物を設置した。令和7年2月に行った区の調査により安全性が確認できなかったため、その撤去にかかる損害が生じた。

このことは、江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱 別表（第2関係）措置要件「6 不正又は不誠実等の行為（1）別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。」に該当するため、下記のとおり登録業者の指名停止を行う。

(1) 当該業者名 株式会社スイコウ建設（同上）

(2) 指名停止期間 令和7年8月5日から令和7年9月4日までの1か月間